

令和5年度事業計画書

1. 基本方針

少子高齢、人口減少を背景に、地域の福祉・住環境等が多様化する中で、様々な生活課題を抱えた方々への支援体制の充実が必要とされています。

このような中、社会福祉協議会が継続して取り組んできた住民による地域福祉活動の支援が、地域課題の解決に向けて重要な役割を果たしています。

社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向け、住民同士が支え合う環境づくりを進めるとともに、各関係機関・団体等と連携・協力し、地域福祉の更なる拡充を目指します。

2. 重点目標

(1) 住民主体の生活支援サービスの展開

- ① 社協における総合相談機能・生活支援活動の充実
- ② 新しい地域支援事業への対応

(2) 住民の権利擁護に向けた取り組みの推進

- ① 生活困窮者自立支援事業を通じた地域づくりの推進
- ② 日常生活自立支援事業の充実

(3) 包括的な支援体制の構築

- ① 市町村社協間の連携強化
- ② 多職種連携、多機関協働の支援

3. 法人運営事業

(1) 各種会議の開催

- ① 理事会、評議員会の開催
- ② 監事による監査の実施
- ③ 評議員選任・解任委員会の開催

(2) 人材育成

職員の専門性を高めるための各種研修会・講習会の参加や、資質向上のための研修会を実施し、多岐にわたる業務やニーズに対応できるよう努めます。

(3) 広報活動

社協活動の報告、啓発、福祉に関する情報など広く住民に周知します。

(4) 職場環境の整備

働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

4. 苦情解決体制の充実

利用者の権利擁護・福祉サービスの質の向上を図る事を目的とし、住民等から寄せられた苦情に対応するため、苦情解決体制の機能を充実させるとともに、担当職員等の資質向上に努めます。

[受付担当者 5名 解決責任者 3名 第三者委員 2名]

5. ボランティア推進事業

住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを支援するため、住民同士の支え合いをはぐくむボランティア活動を推進するとともに、ニーズに合わせた活動調整や、活動の主体となるボランティアグループの支援をします。

また、災害ボランティアセンターをいつでも設置することができるよう、日ごろから関係機関との連携を行い、あらゆる災害を想定しての準備を強化します。

6. 総合的な生活支援

(1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

低所得世帯や障がい者世帯等の経済的自立と生活の安定を図るため、以下の資金について、県社協をはじめとした関係機関と連携をしながら必要な支援を行います。

① 総合支援資金：失業等により困窮となった世帯に、求職活動中の生活立て直しのための資金

② 福祉資金

・福祉費

福祉機器の購入や葬儀・引越・住宅改善等の経費など、日常生活上一時的に必要な経費等のための資金

・緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合のための資金

③ 教育支援資金：高校、大学等の就学に必要な入学金や制服等の経費、授業料・通学定期等の就学経費のための資金

④ 不動産担保型生活資金：住宅等を担保とする生活資金

・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

現に生活保護を受給している高齢者世帯、または要保護の高齢者世帯を対象に、今お住いの住居用不動産を担保とする生活資金

(2) 「生活支援相談員」配置事業（県社協受託）

- ① 避難先での課題を的確な機関へと繋げる訪問活動に努めます。
- ② 孤立している人を交流会等の開催を通して地域に溶け込めるよう努めます。
- ③ 避難先社協をはじめ、各関係機関との連携を密にし、県内全域での支援体制整備に努めます。
- ④ 避難者地域支援コーディネーターを配置し、避難先の社会資源へと繋げるよう努めます。

(3) 生活援助資金貸付事業

一時的な生活費や医療費など生活支援のための資金について、福島県社会福祉協議会の貸付制度では対応しきれない困窮者に対し、必要な支援を行います。

(4) 復興支援員事業（町受託）

- ① 全国の避難先で生活困窮、介護等の課題がある町民に対して、戸別訪問等を通して的確な公的制度やサービスを伝え、課題を解消できるようサポートしていきます。
- ② 交流の場づくり等を通して県内外に避難している町民等の絆の維持・強化に努めます。

(5) 生活支援バス運行业務（町受託）

二本松市・本宮市内および南相馬市内に立地している復興公営住宅等は、地域公共乗り合いバスの空白地帯や不便地帯であることから、町民の日常生活（買い物、通院、公共機関での手続き、浪江町内の墓や住宅地の手入れ等）にかかる移動支援と福祉の増進に努めます。また、利用者からの相談を受け付け、相談内容に応じて専門部署等で対応するよう努めます。

(6) 浪江町屋内アスレチック施設管理運營業務（町受託）

屋内アスレチック施設の受付管理を主業務として、子どもの運動の機会を確保し、子どもの健康増進及び穏やかな心の発達に寄与するよう、見守りや安全指導・点検に努めます。

7. 高齢者福祉事業の推進

(1) 日常生活自立支援事業（県社協受託）

認知症・精神・知的などの障がいにより日常生活上の判断能力が不十分な方を対象に、必要な金銭の出し入れや、書類等の預かりサービスなどの援助を行い、本人の生活の自立を支援します。

(2) 福祉用具貸与事業

けが等により日常生活に支障をきたしている状態の一時的な改善のために福祉用具の貸出をします。(原則として、介護保険による福祉用具レンタルの対象とならない方を対象とします。)

8. 福祉車両運行事業

車いす同乗自動車貸出事業 (共同募金配分金事業)

自力歩行困難な方の外出を支援する目的で、家族、親族が運転する車の貸出をします。(原則月2回以内の利用で燃料費は自己負担となります。)

9. 心配ごと相談所

現在は、各地域にて弁護士や専門職による相談が実施されている状況を鑑みて、本会としての活動は引き続き休止とします。

10. 共同募金配分金事業

町民の皆様や、企業、学校、事業所等の協力により集められた募金の実績額により、福島県共同募金会から受ける配分金を活用し、地域活動の推進に努めます。

(1) 広報活動

広報誌「はぐくみ」の定期的な発行及びホームページでの発信に加え、SNS、運動グッズ等により、幅広い世代に対して本会の事業や関係団体の地域福祉活動を理解していただくよう取り組みます。

(2) 団体活動助成事業

住民同士の交流を目的として活動をしている団体に対し、活動にかかる経費を助成します。

(3) 共同募金委員会活動

① 赤い羽根共同募金運動

地域住民や関係機関と連携し、ご協力いただいた募金を地域福祉活動に活用するなど、地域で資金を循環させる運動を推進します。

② 歳末たすけあい募金運動

12月の運動月間における募金活動に努めるとともに、配分金を地域福祉に活用します。また、助成金の目的や効果について理解をいただくよう啓発・報告に努めます。

11. 会員等の募集

(1) 本会員

会員募集や会費徴収は引き続き休止します。

- (2) 日赤社員増強運動
日赤福島県支部と協力し、社員増強のための啓発活動を推進します。
- (3) 社会福祉事業協力寄付金
社会福祉事業へ善意の篤志寄付金、遺志寄付金を基金として積立て、これらを原資として各種事業の継続を図ります。

12. 介護保険事業の推進

居宅介護支援事業、訪問介護事業を介護保険指定事業所として、維持継続を図ります。

- (1) 居宅介護支援事業
医療機関との連携を図りながら、利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けたケアマネジメントの実施に努め、在宅生活が継続できるよう支援を行います。合わせて町内での事業所再開に向けた人材確保・体制づくりに取り組みます。
- (2) 訪問介護事業
自宅を訪問し、入浴、掃除、洗濯、調理等、日常生活の援助を行います。
- (3) 地域密着型通所介護事業
利用者が可能な限りご自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持向上、家族さまの介護負担の軽減などを目的として実施しています。
事業所内では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔ケアなどを行います。自宅から施設までの送迎も行っています。

13. サポートセンター事業（町受託）

浪江町内及び南相馬市の一部で高齢者が安心して健康な生活ができるよう支援します。

- ① 安否確認、見守り電球事業等
- ② 訪問介護

14. 包括的支援事業

- (1) 地域包括支援センター事業（町受託）
地域住民の健康保持や生活の安定に必要な援助を包括的及び継続的に

います。

(2) 認知症総合支援事業（町受託）

認知症になっても、本人の意思を尊重し住み慣れた地域で暮らし続けられるように認知症の症状悪化防止のための支援など、総合的な支援を行います。

- ① 認知症初期集中支援チームの運営
- ② 認知症地域支援・ケア向上事業

(3) 生活支援体制整備事業（町受託）

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を継続配置し、多様な主体によるサービス提供を目指します。また、定期的に協議体会議を開催し、町内での課題等を確認し、地域住民の互助関係の構築を推進します。

15. 福祉団体育成の支援

各種団体の諸活動をサポートし、自主運営の環境づくりに努めます。

[事務局としての支援]

- ① 老人クラブ連合会
- ② 戦没者遺族会
- ③ 民生児童委員協議会
- ④ 赤十字奉仕団